

国土交通省トラック荷主特別対策室主催※

# 「トラック物流2024年問題」

## に関するオンライン説明会【第13回】開催

開催日時：令和6年8月23日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

### 問題意識等登録ページ

<https://forms.office.com/r/ZYZipqtxuE>



※参加にあたり事前の登録は不要ですが、問題意識、ご意見・ご質問を専用フォームから登録いただければ幸いです。

(ご提供している情報(一部))



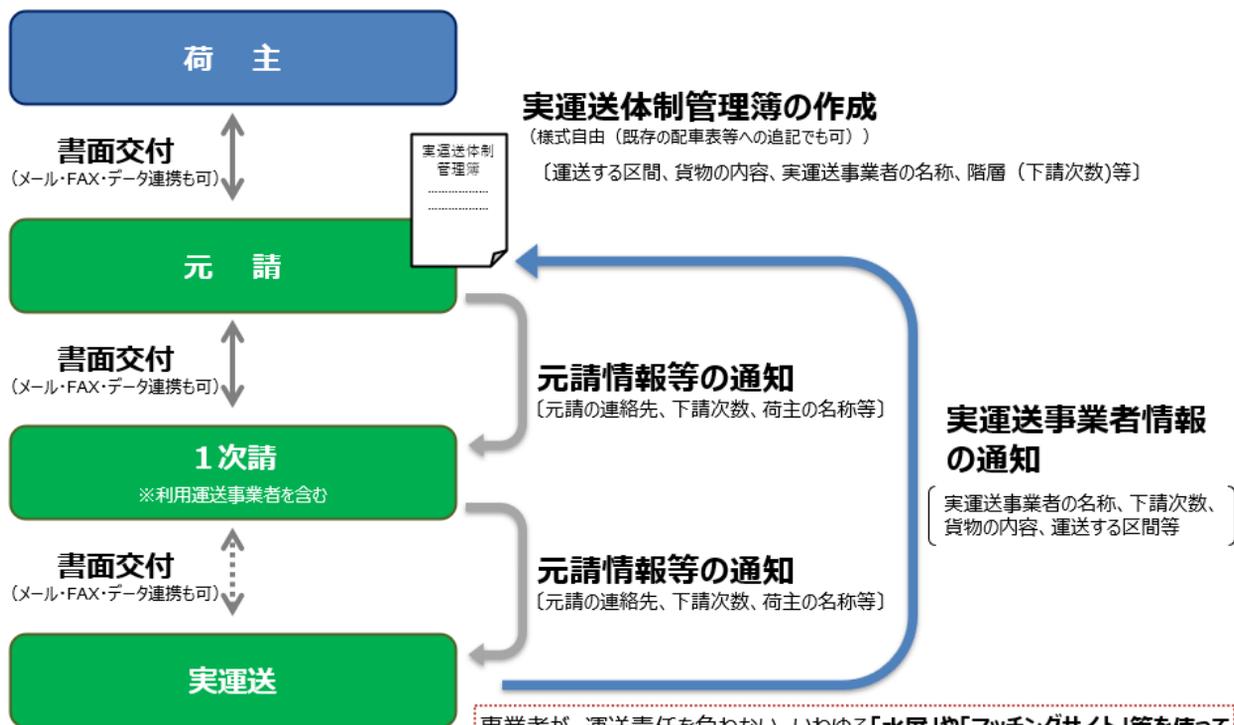
直接参加用QR

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の内容
- ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
- ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など

**運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

### 今月のトピック (貨物自動車運送事業法改正による実運送体制管理簿制度創設)

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。
- 実運送事業者には、元請事業者に対する「**実運送事業者情報**(実運送事業者名称、下請次数、貨物の内容、運送する区間等)」の通知を義務付け。(公布の日(令和6年5月15日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)



〔恒常的に下請行為を行う事業者に対しては、管理規程の作成、責任者の選任を義務付け〕

事業者が、運送責任を負わない、いわゆる「水屋」や「マッチングサイト」等を使って下請に出す行為を行う場合も、当該事業者は、適正化に係る努力義務を負う  
⇒ 監査やトラックGメンによるチェック